

愛知県新型コロナワクチン小児接種支援金について

【よくある質問】

【I. 交付の対象・要件】

Q 1 「国」、「都道府県」、「市町村」が設置する集団接種会場で接種をした場合は支援金の対象となるか。

A 1 対象となりません。

Q 2 6か月～11歳の障害児に、施設や在宅において巡回接種をした場合、小児個別接種支援（1,000円/回）の対象になるか。

A 2 巡回接種は個別接種にも該当するため、6か月～11歳の障害児に巡回接種した場合は、その接種回数分も小児個別接種支援の対象となります。

例：自院で6か月～11歳に個別接種した回数：10回

施設で6か月～11歳の障害児に巡回接種した回数：6回

在宅で6か月～11歳の障害児に巡回接種した回数：3回

個別接種請求金額 = 19回 × 1,000円 = 19,000円

施設への巡回接種請求金額 = 6回 × 1,000円 = 6,000円

在宅への巡回接種請求金額 = 3回 × 10,000円 = 30,000円

合計請求金額：55,000円

上記の場合、自院での接種回数10回に巡回接種回数9回を加えた、19回が小児個別接種支援の対象となり、個別接種分と巡回接種分を合わせた55,000円を本支援金として申請できます。

Q 3 施設への巡回接種を実施するにあたり、従事者を接種した場合は本支援金の対象となるか。

A 3 対象となりません。本支援金は6か月～11歳の小児のみを対象としております。

障害児入所施設等の従事者に巡回接種した場合は、「高齢福祉施設等ワクチン接種加速化支援金」の対象となりますので、そちらで申請してください。

詳細は以下のURLからご確認ください。

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/vaccine-hojo.html>

Q 4 交付要綱別表 1 に記載されている対象施設は、12 歳以上の障害児（者）も利用しているが、12 歳以上の障害児（者）に接種した場合も本支援金の対象となるか。

A 4 対象となりません。本支援金は 6 か月～11 歳の小児へのワクチン接種のみを対象としております。

12 歳以上の利用者は「高齢福祉施設等ワクチン接種加速化支援金」の対象となりますので、そちらで申請してください。

詳細は以下の URL からご確認ください。

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/vaccine-hojo.html>

Q 5 1 回目接種をした 11 歳の小児が、2 回目接種前に 12 歳になり、その後、2 回目接種を小児用ワクチンで実施した。この場合、2 回目接種は本支援金の対象となるか

A 5 対象となります。

Q 6 接種実施医療機関が、当該医療機関と併設する障害児入所施設等、又は同一建物内・同一敷地内の障害児入所施設等に行き、接種を行う場合、「施設への巡回接種」として支援金の対象となるか。

A 6 対象となります。

ただし、サービスを提供している病院等（医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センター等）が接種実施医療機関となり、当該医療機関が**自院内で**利用者に接種を行う場合（接種実施医療機関と障害児入所施設等が同一の場合）は、巡回接種に当たらず、**交付対象外**となります。

Q 7 無届・無認可の施設への巡回接種は支援金の対象となるか。

A 7 対象となりません。本支援金は、法律に基づき認可、指定等を受けた施設を対象とします。

Q 8 障害児が複数人同居している住居への1回の訪問で、同時に複数人の障害児に巡回接種した場合、巡回接種の支援金は人数分交付されるのか。

A 8 在宅への巡回接種については、住居1軒当たり1回の訪問で、同時に複数人の在宅療養患者に接種を行ったとしても、人数分の交付とはならず、訪問1回あたり10,000円の交付となります。

Q 9 複数人の障害児が同居している住居において、日にちを分けて巡回接種を実施する場合、それぞれが支援金の対象となるか。

A 9 それぞれが対象となります。

Q10 予診のみとなった場合、支援金の対象となるか。

A10 対象となりません。接種を実施した場合のみが対象となります。

Q11 令和5年3月31日以前の接種分は申請できないのか。

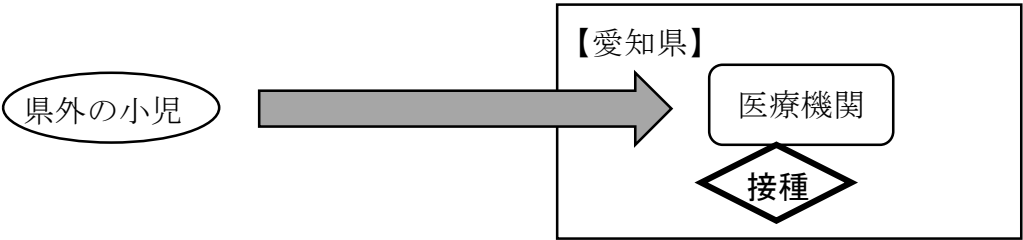
A11 令和5年3月31日までの接種分の支援のための令和4年度予算はもう支出できませんので、**令和5年度に3月31日以前に接種した分の申請をされても、いかなる理由であれ、支援金のお支払いは一切できませんのでご理解のほどよろしく願いいたします。**

Q12 愛知県外の医療機関が愛知県内の施設または居宅に出向いて接種した場合支援金の対象となるか。また、県内の医療機関が、県外に住民票がある小児へ接種した場合や、県内に住民票がある小児が、県外の医療機関で接種した場合は、どのような取扱いになるのか。

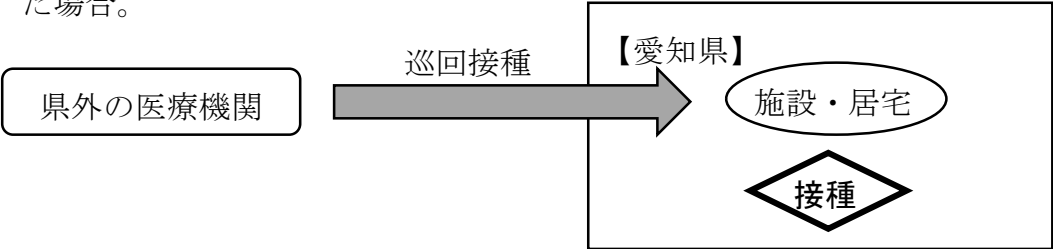
A12 このような場合、接種を行なった場所が県内か県外かによって、交付金の対象になるか否かが決まります。
具体的には、以下の図のとおりです。

【交付金の**対象となる**場合】

① 県外に住民票がある小児が、愛知県内の医療機関で接種を受けた場合。

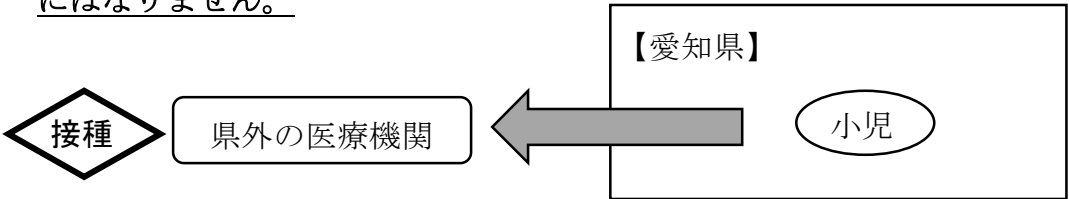


② 県外の医療機関の医師が、愛知県内の施設・居宅に出向いて巡回接種を行なった場合。

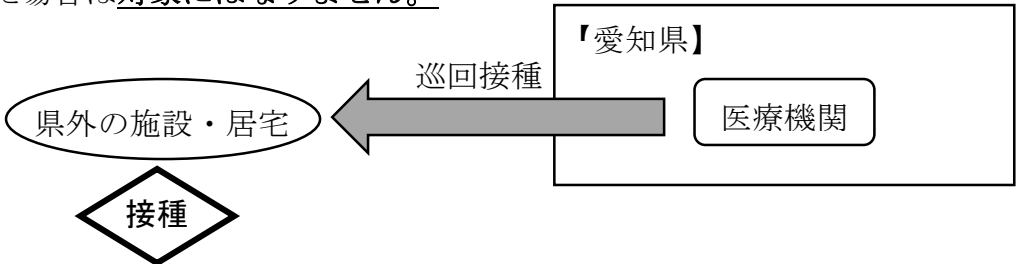


【交付金の**対象とはならない**場合】

① 県内に住民票がある小児が、愛知県外の医療機関で接種を受けた場合は**対象にはなりません。**



② 県内の医療機関の医師が、愛知県外の施設・居宅に出向いて巡回接種を行なった場合は**対象にはなりません。**



【Ⅱ. 交付申請手続き】

Q13 施設への巡回接種を実施するにあたり、同一日に1回目接種、2回目接種、3回目接種の者が混合する場合、『巡回接種証明書 兼 同意書』は、1枚にまとめて作成してよいか。

A13 まとめて作成してください。ただし、記載欄に書ききれない場合は2枚目を作成してください。

Q14 令和4年度様式の『巡回接種証明書 兼 同意書』で申請しても受理してもらえるのか。

A14 令和4年度様式で提出いただいても、受理することはできません。
必ず、令和5年度様式で提出してください。

Q15 『巡回接種証明書 兼 同意書』において、在宅での巡回接種を受けた場合で「その他、在宅での接種を要する障害児等（理由を以下に記載）」に該当する場合、「巡回接種が必要な理由」はどのように記載すればよいか。

A15 当該箇所の記載内容によって交付の対象とするか否かを判断しますので、接種会場へ出向くことが困難な理由を、障害の度合いや病状等を含めて具体的に記入するよう、被接種者の御家族等にお伝えください。なお、この欄の記入は、医師の代筆も可です。

〔（例）肢体不自由であり、接種会場に出向くことが非常に困難なため 〕

単に、「クリニックに出向くことが困難なため」、「予約がとれなかったため」等の漠然とした理由では、申請を受け付けない場合があります。

Q16 申請方法は電子メール、郵送のいずれか。

A16 **【巡回接種がない場合】**

電子メールにて、『交付申請書兼請求書（様式第1号）』及び『個別接種回数計算書（別添1（様式第1号関係））』を提出してください。

なお、電子メールがご利用できない場合は、郵送提出も可能です。

【巡回接種がある場合】

郵送にて、『交付申請書兼請求書（様式第1号）』及び『個別接種回数計算書（別添1（様式第1号関係））』に加えて、巡回接種先の施設又は個人から作成いただいた『巡回接種証明書兼同意書』を提出してください。

Q17 市民病院だが、法人所在地を記載する必要はあるか。

A17 市民病院の場合は、法人所在地欄に市役所の住所を記載してください。

Q18 振込先に指定する口座は何でも良いのか。

A18 原則、医療機関開設者（法人口座または開設者名義の口座）の口座でお願いします。法人開設医療機関であって、診療所、病院名義の口座に振込を希望される場合は委任状が必要です。